

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和6年4月23日（火）午後1時22分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和6年4月23日（火）午後2時00分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 3件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 2件 | 承 | 認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年4月23日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 4月15日（月） 第1回広島県市町教育長会議
- ・ 4月15日（月） 総務文教委員会
- ・ 令和6年度府中町教育委員会の主要施策の概要

【学校教育課関係】

- ・ 4月9日（火） 小学校中学校入学式
- ・ 令和6年度学校別児童・生徒数等
- ・ 府中町生徒指導上の諸課題の状況

【社会教育課関係】

- ・ 史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画の策定

日程第3 報告第1号 代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」

日程第4 第1号議案 府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 第2号議案 府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田 康洋	教育総務課長	宍田 貴
学校教育課長	藤永 政己	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳
教育総務課主査	信岡 久美		

6 議事の内容

（開会 午後1時22分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告7件です。先ず、会議等3件です。

1件目は、4月15日月曜日に開催されました、令和6年度第1回広島県市町教育長会議についてです。開会行事では県教委篠田教育長あいさつの後、県教委幹部職員の紹介、新任市町教育長の紹介が行われました。続いて、篠田教育長による「良き出会いからの学びをすべての子供らに」の講話に続き、各部の今年度の施策説明がなされました。本日は、県教育委員会の「令和6年度施策と予算」を資料としてお配りしておりますので後ほどご覧ください。

2件目は、4月15日月曜日に開催された総務文教委員会についてです。

教育長報告として、卒業式、入学式について、小学校・中学校の運動会について、令和6年度県費教職員の人事異動についての3件を報告しました。

また、学校教育に関する事務調査として、令和6年度児童生徒数について説明いたしました。

3件目は、令和6年度府中町教育委員会の主要施策の概要についてです。これは、教育長に対する事務委任規則において、年度の最初に招集される教育委員会会議で報告することとされているものですが、3月の会議においてすでに報告を行っておりますので、説明は省略し資料の配付のみとします。

教育長

次に、学校教育関係3件です。

1件目は、小学校・中学校の入学式についてです。4月9日火曜日、午前中に中学校2校、午後に小学校5校の入学式を挙行了しました。来賓に町長・副町長及び町長代理、また、町議会議員にご出席いただきました。委員の皆様にもご参加いただきましたので、後ほど感想などをお聞かせいただければと思います。

2件目は、総務文教委員会でも報告しました、令和6年度学校別児童・生徒数等、3件目は、府中町生徒指導上の諸課題の状況です。2件目、3件目について、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

令和6年度 学校別児童・生徒数等について説明いたします。令和6年度学校別児童生徒数等一覧をご覧ください。令和6年4月8日現在の数値となります。小学校は新1年生558名を迎え、児童総数3,253名となりました。昨年の学校基本調査の基準日である5月1日と比較すると、39名の増となっています。中学校は新1年生419

名を迎え、生徒総数1,224名となりました。同様に前年度と比較すると、31名の増となっています。小中学校の児童生徒総数は4,477名となります。前年度比70名の増となるとともに、平成30年度以降毎年度増加が継続している状況となっています。説明は以上です。

続きまして、府中町生徒指導上の諸課題の状況について説明します。資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況(令和5年度)」をご覧ください。まず 暴力行為の発生件数です。右側の令和5年の欄を見ますと、小学校は47件、中学校は11件です。昨年度と比べ、小学校は約1.3倍、中学校は約1.4倍に増加しました。教師の指導に対して腹を立て暴言やひっかく等の暴力をふるった対教師暴力、悪口を言われたことに腹を立て言い合いになった末、暴力で返した生徒間暴力、机に穴をあけたり傷をつけたりする等の器物損壊といった事案などがありました。

次にいじめの認知件数です。小学校は15件、中学校は27件です。昨年度と比べ、小学校は同程度、中学校は3倍に増加しました。軽微なものやトラブルとして指導していたものを積極的にいじめと認知し、取り組んでいることが要因として挙げられます。小学校では、複数の児童が同じ班の児童に対して冷たい言い方等をして仲間はずれにした事案などがありました。中学校では、わざと無視したり、すれちがったときに肩をたたいたりするなど嫌がらせをした事案などがありました。いずれも、事実確認、保護者連携、学級への指導等を行い、その後も継続的に被害・加害児童の保護者へ連携を図っています。

次に 特別な指導の件数です。小学校で151件、中学校で84件です。昨年度に比べ、小学校は同程度、中学校は約1.3倍に増加しました。小学校では、暴力行為、いじめへの指導の他、怠学、万引き、金品持ち出し、家出、携帯電話に関するもの、校則違反等に対する指導などがありました。また、中学校では、暴力行為、いじめへの指導の他、喫煙や万引き、性に関する問題行動、不要物を校内に持ち込むなどの校則違反に対する指導などがありました。

次に 不登校人数についてです。小学校は65人、中学校は68人です。昨年度と比べ、小中学校ともに微増しました。小学校は、65人のうち32人が昨年度も不登校でした。中学校は、68人のうち48人が昨年度も不登校でした。不登校への対応については、担任だけでなく生徒指導主事や教育相談担当、管理職がケース会議を持ち、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携し、児童生徒及び保護者との関係を切らさないよう連携を続けるとともに、実態に応じた取り組みを続けています。

また、適応指導教室「たんぼぼの部屋」には、36名が通室しました。また、広島県教育委員会が設けた不登校支援センター「スクールS」には、6名が在籍しました。

最後に不登校児童生徒の割合についてです。小学校は2.02人で中学校は5.70人となっています。昨年度に比べ、小学校で0.07人増加し、中学校で0.6人増加しました。

令和5年10月4日に文部科学省が公表した、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性や、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性等も考慮し、引き続き、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、きめ細かな対応が求められています。そのため、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくりをすすめていくことが重要であるとも言われています。本町においても、個に応じた指導の充実や子どもや保護者が悩みや不安を気軽に相談できる教育相談体制の充実などに引き続き取り組んでいきたいと考えています。説明は以上です。

教育長

次に、社会教育関係1件です。

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画を策定しました。詳細については社会教育課主幹が報告します。

社会教育課主幹

社会教育課主幹です。

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画について報告させていただきます。保存活用計画とは、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者等が作成するものであり、各文化財の個々の状況に応じて、その保存と活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画でございます。それでは、お配りしています「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画」をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、最初に序文、例言、続いて目次がございます。目次の各項目につきましては、国（文化庁）から示された構成に合わせて作成しております。目次のとおり、第1章から第12章までの構成としております。それぞれの章ごとの内容につきましては、令和4年度、令和5年度において、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会を設置しまして、2年にわたり審議をかさね、本計画の策定を行いました。本計画は、全体で86ページとかなりの量となっておりますので、本日の説明は本編と一緒にしてお配りしております、A3判の「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画 概要版」を中心にご説明させていただきます。それでは、「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画 概要版」をご覧ください。順番に説明をさせていただきます。

1 計画策定の沿革・目的です。下岡田遺跡は、昭和32年の城ヶ丘住宅地造成のため、県道より分岐する道路の建築中に瓦の包含層の確認をきっかけに発見されたものです。昭和38年度の第1次下岡田遺跡の発掘調査から、平成29年度までの第11次調査を行い、令和2年度の「下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ―第1次～第11次調査の記録―」の刊行を経て、令和3年3月に国史跡の指定を受け、本計画策定に至るまでの経緯がございます。また、本計画において、下岡田官衙遺跡の本質的な価値を明確にしたうえで、より効果的な保存管理、活用、整備の基本方針を定め、確実に次世代へ継承することを目的としております。

2 計画対象範囲です。保存については、史跡指定地を中心的な対象範囲として行っていくとしております。また、史跡の歴史的な価値などの解説を充実させるため、府中町歴史民俗資料館を史跡のガイダンス施設と位置付け、計画の対象範囲に含めることとしております。

3 史跡の概要です。本史跡の所在地、指定面積など、下岡田官衙遺跡の指定された状況を示し、第11次調査までに出土した遺物と遺構配置から官衙であると確認されています。また、この遺跡は、安芸駅家である可能性が高いことと、時期については、7世紀後半から漆製品の制作に係る施設が存在した可能性があること、8世紀中頃に総瓦葺の礎石建物が建てられ、9世紀前半に廃絶したと考えられるなど史跡の概要を記載しております。本編では、この他に、これまでの発掘調査により検出された遺構や、出土した遺物についての詳細と、現在の指定地内の土地の利用状況について、記載しております。

4 史跡の本質的価値です。まとめると次の3点となります。1点目として、山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であること、2点目として、遺跡の変遷が明らかになるなど、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡であること、3点目として、山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きいことが挙げられます。あわせて、本編では、この本質的価値を踏まえて、遺構や出土遺物を、本史跡を構成する要素として、図と表により整理しております。

5 大綱です。本史跡の望ましい将来像を、「山陽道の研究のさきがけ、下岡田官衙遺跡。多くの人々に学ばれ親しまれ、府中町の誇り・地域のシンボルとなる史跡を目指します。」としまして、1 持続可能な保存管理を行うことで、本史跡の本質的価値を確実に保存し、永く将来に継承していく、2 本史跡の歴史的価値や学史的価値を鑑み、学校教育・社会教育と連携しながら、本史跡について学ぶ機会を提供することで、町民の誇

りと愛着を育む、3山陽道の研究のさきがけとして、本史跡の価値を発信し、地域間交流や地域活性化に寄与する、と3点を掲げ、次の基本方針へつなげております。

6基本方針です。先ほどの大綱を踏まえ、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を掲げております。保存管理では、史跡全体の実態解明に向けた調査の実施と、適切な保存と確実な継承を図ること。活用では、学校教育と社会教育の連携と、町内外に周知し生涯学習の場として活用することと、他市町村に所在する官衙遺跡等と連携を図り、観光活性化を図ること。整備では、本質的価値を適切に伝え、住民協働の手法を取り入れ歴史について学べる憩いの場として整備を進めること。運営・体制では、行政・地域住民・関連団体等との連携協働による運営体制を整えること、としております。適切な保存管理体制の継承、本質的な価値に影響を与えることなく、価値を引き出すことができる活用方法、確実に保存・継承できるような整備、地域に根差した運営方法と、それを進めるための体制について記載しております。

7保存（保存管理）です。保存管理の方向性について記載しております。計画の中では、本史跡の本質的価値の確実な保存のため、指定地内の土地の利用状況により地区区分を行い、構成する要素ごとに分類し、適切な保存管理方法と取扱基準を定めること、また、適切な維持管理のほか、計画的に発掘調査などを行い、史跡の全容解明に努めることなどを記載しております。本編では、構成する要素ごとの保存管理の方法や、現状変更等の取扱い基準について、整理しております。

8活用です。活用の方向性としては、住宅地の中でも古代の雰囲気を感じることができ、楽しみながら学んでもらう方法の検討や、ICTを活用した情報提供の検討や体験イベントの開催などを行い、地域活性化に寄与することを目指すとしております。

9整備です。整備としては、本史跡に訪れた地域内外の方々が体験しながら学べるよう、関連機関と連携・調整しながら保存のための整備と活用のための整備に取り組みます。今後策定する整備基本計画や基本設計、実施設計の中で提示し、公有化などの状況によって、見直しを図りながら段階的に進めていくとしております。本計画の計画期間としては、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間としています。この期間は公有化を進め、発掘調査を行っていきませんが、その進展に応じて、暫定的な整備を進めてまいります。令和16年度以降の将来的な整備の構想について、適宜、検討を進めていくとしております。本編では、暫定的な整備や将来的な整備を行うにあたり、遺構の表示やAR等のデジタルコンテンツの利用、休憩施設等の便益施設の設置など、今後検討する必要があることについて記載をしております。

以上、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画についての報告をさせていただきました。
よろしくお願いいたします。

教育長

報告は以上です。会議等3件につきまして、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

学校教育関係について、何かご質問等ございますか。

神原委員

先ほどご報告いただいた、生徒指導上の諸課題の状況についてお聞きしたいのですが、暴行行為、いじめの認知件数ともに、令和2年度から、特に小学校では数が増えているという状況において、県平均に比べると府中町では人数が少なくなっているという形にはなっているんですけども、府中町のターゲットというか目標にしている数値というものがもしあるのであれば教えていただきたいと思います。

学校教育課長

学校教育課長です。

目標としている数値というのは特にはないのですけれども、ずっと上昇が続いておりますので、減少傾向に持っていくということが1つの目標ではないかということと、県平均というところは1つのターゲットになってくると考えています。以上です。

教育長

他にございませんか。それでは、入学式のご感想等ありましたら、ここで発表いただきたいと思います。

松本委員

私は、府中中学校と府中東小学校に参加させていただきました。どちらの式も新たなスタートという思いを子どもたちが抱いて、とても初々しい気持ちで私自身も参加させていただいて、心が気持ちよくなったところでした。いつもながらですが、小学生になった子どもたちが式典最後まで座って頑張れるかなと思うのが1つの楽しみになっていたんですけど、今年度、東小学校の子どもたち、最後まできちんと座ってあいさつもしっかり声が出てよかったと思っております。今後がまた楽しみでもありました。以上です。

教育長

ありがとうございます。他にございますか。

玉井委員

午前中は緑中に行って、午後からは南小に行きました。緑中は生演奏で入退場をするので、迫力があってすばらしいなと、生演奏はすごいなと思いました。3月に卒業式に行ったんですけど、卒業生はたくましくなって青年になったなという感じなんですけど、入学式は制服もちょっと大きいのもあって、かわいい、すがすがしい、さっき言われた初々しさを感じました。でも、歩く姿とか式の中での立ち姿とか礼とかが、やる気をすごく感じて、入学して間もないのに「礼」と言ったらみんなが揃うんですよ。これもすごくすがすがしいなという感じがしてよかったなと思いました。ただ、在校生が生徒会会長さんだけだったので、在校生はなかなか入れないのかなというのは思いました。昼からは南小学校だったんですけど、雨がやんでよかったなと思います。入学式を見た時に小さくてピカピカの1年生だなと思いました。小学校の場合、担任の先生が一人ひとり名前を呼ぶんですね。その時に元気に「はい。」と返事をする立ち姿が、今日も頑張るぞ、これから頑張るぞという感じを受けました。校長先生が「入学おめでとう。」とあいさつの時に呼びかけるんです。その時に「ありがとうございます。」とみんなで言うのがとてもかわいかったなと思います。残念なことは、音響設備がすごく気になりました。前の日にマイクも全部チェックされて、大丈夫というふうになっていたみたいなんですけど、なぜか当日どのマイクを使っても音が割れるんですね。前の日は大丈夫だったんですけど校長先生は言われたんですけど。一人ひとり1年生の名前を呼ぶ時も聞きづらくて、入退場もCDの曲をかけるんですけど、それも音が割れるということもあって、音量を下げた小さな音しか聞けなくて。でも、その中で1年生は張り切って動いたり返事をしたりするんですけど、音響設備がどうなのかなというのが不安でした。以上です。

神原委員

私は、府中中学校の入学式と、午後から府中小学校の入学式に参加しました。府中中学校は、先ほど松本委員がおっしゃったので割愛させていただきます。府中小学校の入学式についてなんですけど、保護者多数の参加のもと新入生が入場する時には、6年生と一緒に手を引いて入場してくるというのが、コロナ禍ではなかなかできなかった、久しぶりに見る光景だなというところで、6年生が席に座るまでしっかりと手を引いてあげるその姿に、ほのぼのしさというのを感じました。以上です。

教育長

次に、社会教育関係について、何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

それでは、全般につきまして、何かありましたらお願いします。

(な し)

教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第1号、代理行為の承認について、学校医等の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第1号、令和6年4月23日、代理行為の承認について、学校医等の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第1号、学校医等の委嘱について説明します。府中町立学校医等名簿をご覧ください。令和6年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師です。委嘱期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。

学校ごとに、左から、学校医主任、保健管理医、学校医の内科、耳鼻科、眼科、外科、学校歯科医、学校薬剤師となっています。それでは、前年度から変更のあった医師について、説明します。府中小学校です。学校医主任は、前野医院の前野努医師から前野秀夫医師へ、学校医の内科は、前野努医師及びなんば内科の難波龍雄医師から前野秀夫医師及び天神川なかむら内科クリニックの中村邦彦医師へ変更となります。府中中央小学校です。学校医の外科は、山田整形外科の山田元久医師からマツダ病院の月坂和宏医師へ変更となります。府中東小学校です。学校医の外科は、山田元久医師からマツダ病院の田中正宏医師へ、学校歯科医は、ソレイユ眼科・矯正歯科今田匡江歯科医師から向洋みらい歯科クリニック河角佳知歯科医師へ変更となります。府中中学校です。学校歯科医は、いいだ歯科クリニック飯田康二歯科医師からファミリー歯科菊地伸仁歯科医師へ変更となります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第1号についてはそのように決します。

教育長

次に参ります。日程第4、第1号議案、府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第1号議案、令和6年4月23日、府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について、府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第1号議案、府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則についてに関し、ご説明いたします。

本改正の経緯でございますが、町において、これまで地方自治法上の附属機関として取り扱ってきた既存の機関のうち、附属機関として満たすべき3つの要件、①法律又は条例を設置の根拠とする、②町から諮問を受け、審査、審議又は調査を行い、機関として答申を行う、③委員に行政職員以外の有識者を含む、を満たしていない機関が複数確認されたことから、昨年度、町では、その適正化に向け全庁的な調査を行い、整理を行ったところです。その中で、従前から附属機関として取り扱ってきたこの府中町教育支援委員会については、要件を満たさないため附属機関には該当しないと判断し、この度、附属機関と定めていた規定を削除するものでございます。新旧対照表をご覧ください。現行、第11条第6号、教育支援委員会を削り、第7号、府中町学校運営協議会を繰り上げて第6号とするものです。施行期日は公布の日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第1号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、第1号議案についてはそのように決します。

教育長

では、次に参ります。日程第5、第2号議案、府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第2号議案、令和6年4月23日、府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について説明します。令和6年3月31日をもって、全小中学校の学校運営協議会委員が任期満了となりました。

たので、府中町学校運営協議会規則第4条に基づき、委員の委嘱及び任命を行うものです。それでは、お一人お一人のご説明は省略しますが、概略について最初の府中小学校を例にご説明しますので、ご覧ください。区分欄の一番上、規則第4条第1項第1号は、児童又は生徒の保護者で、PTA関係の方を主として委嘱します。次に第2号の校区内の地域住民は、元PTAの役員の方、町内会の方、あるいは幼稚園園長などを委嘱します。次に第3号の対象学校の運営に資する活動を行うものは、地域及び校内コーディネーターやコミュニティスクールの事務局の方を委嘱します。続いて、第4号及び第5号は校長及び学校の教職員を任命します。第6号の学識経験者は、他の学校長や大学教授などを委嘱します。第7号は、関係行政機関の職員、第8号はその他となりますが、府中小学校では委嘱・任命していません。任期については、全委員ともに、令和6年5月1日から令和8年3月31日までとします。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第2号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第2号議案についてはそのように決します。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時00分)